

コロナ対応関連 助成金・融資 まとめ

助成金については助成金に詳しい社労士へ、
融資については資金調達に強い公認会計士、税理士、中小企業診断士などへ、
お問い合わせいただくか、ご助言や書類作成代行などをご依頼ください。

◆◆ 助成金 ◆◆

1. 雇用調整助成金
2. 新型コロナウイルス対策感染症に小学校休業対応助成金
3. その他の助成金(おススメしないので紹介のみ)

◆◆ 融資 ◆◆

◇ 金融公庫の融資 ◇

4. 新型コロナウイルス感染症特別貸付
＞ 特別利子補給制度
5. 経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)
6. マル経融資
7. 衛生環境激変対策特別貸付

◇ 保証協会が保証人になり金融機関から借りる融資 ◇

8. セーフティネット 4号
9. セーフティネット 5号
10. 危機関連保証

◆◆ 助成金 ◆◆

1. 雇用調整助成金(特例)

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」で事業が縮小した事業主】

- ◆取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ◆国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ◆風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

かつ、

従業員を休業(会社の指示で所定労働日にお休み)をさせた上で、その日は休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う場合。

1日あたりその報酬の $2/3$ (ただし、その報酬は厚生労働省の指定の計算式に基づき、1日あたり上限、日額8,330円/人)

が雇用保険から事業主に支給されます。【支給限度日数あり】

※指定の計算式

(1)前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額(労働保険の確定申告で申告した額)(円)※千円未満の端数は切り捨て

(2)前年度1年間の1箇月平均雇用保険被保険者数(人)

(3)前年度の年間所定労働日数(日)

(4)平均賃金額(円)

$[(1) \div ((2) \times (3))]$

支給要件は以下

- ◆休業させる従業員が雇用保険の被保険者であること。
>6ヶ月間継続雇用の条件が撤廃されます。

- ◆売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近1か月間の値が前年同期に比べて10%以上減少していること。

>1年を満たさない事業主は、令和1年12月の実績と比べます。

- ◆5月31日までに最初の支給申請(計画届けも含め)行うこと。

その他、細かい要件はあります。

※緊急事態宣言が出た地域は別の特例があります(北海道のみ)

- ◆売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近1か月間の値が前年同期に比べて10%以上減少していること。

>1年を満たさない事業主は、令和1年12月の実績と比べます。

↑上記の条件がなくなる予定です。

- ◆従業員を休業(会社の指示で所定労働日にお休み)をさせた上で、その日は休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う場合。

1日あたりその報酬の $4/5$ (ただし、その報酬は厚生労働省の指定の計算式に基づき、1日あたり上限、日額8,330円/人)

が雇用保険から事業主に支給されます。【支給限度日数あり】

2. 新型コロナウイルス対策感染症に小学校休業対応助成金

【簡単に言うと】

- ◆学校が休業になったので、子どもをみる「保護者」に通常の年次有給休暇とは「別に」有給の特別休暇を取らせる。
- ◆その日の賃金は「全額」補償する。
- ◆休暇中に支払った賃金「相当額」の100%を助成金で支給。ただし、1日あたり上限、日額8,330円/人
- ◆休暇取得の助成金対象期間は令和2年2月27日～3月31日とする。
- ◆雇用保険加入、非加入を問わず対象となります。

【子供の対象】

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として「臨時休業等」をした小学校等に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染したまたは風邪の症状など感染した恐れのある小学校等にかよう子ども。

※臨時休業等→コロナ対応として、小学校等が臨時休業をした場合、自治体や放課後クラブ、保育所から可能は範囲で利用を控える依頼があった場合

※小学校等→小学校(小中、各種学校は小学6年生まで)、幼稚園、保育所、こども園、認可外保育施設、特別支援学校(全学年)、障がい児通所支援施設、放課後児童クラブ、放課後デイサービスなど。

※感染または感染の恐れ→感染した、熱がある、感染者との濃厚接触者

【保護者】

1. 親権者、未成年後見人、里親、祖父母などこの監護をするものが対象、
2. 子どもの世話を一時的に補助する親族も含む

【対象となる特別休暇の範囲】

- ・春休み、土日、祝日、もともとの(予定されていた)休みは対象外→そもそも学校が休みだから。
- ・子どもが感染者、疑い、濃厚接触者の場合→学校のもともとの休みに関わらず、3/31までの特別休暇をとった日は対象
- ・半日休暇、時間単位の休暇でもOK→就業規則に単位休暇があった方がいいが今回はなくても弾力的運用になると思われる。
- ・今回の休暇制度は、就業規則に定めがあった方がよいが今回はなくても支給の対象にはする。(本来助成金活用の場合はないとダメ)

【支給する賃金の全額の定義】

- ・基礎賃金の1日の額(その方の、残業代や有給休暇の基礎となる1日あたりの賃金額)を支払う必要あり

3. その他追加の助成金

※ぶっちゃけ使いにくいです。テレワークはパソコンやタブレット、スマートフォンが支給対象にならないので使えるものが限られます。

【時間外労働改善助成金の特例】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコース

を新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。

○特例コースについては、令和2年2月17日(※)以降に行った取組については、交付決定を行う前

であっても、特例として助成の対象とすることとする。

○事業実施期間 令和2年2月17日～令和2年5月31日

【テレワークの特例コース】

■対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

■助成対象の取組

・テレワーク用通信機器の導入・運用(パソコン、タブレット、スマートフォンは対象になりません)

・就業規則・労使協定等の作成・変更 等

■要件 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること

■支給額 補助率:1/2 1企業当たりの上限額:100万円

【職場意識改善の特例コース】

■対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

■助成対象の取組

事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

■支給額 補助率:3/4 上限額:50万円

※事業規模 30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

◆◆ 融資 ◆◆

◇ 金融公庫の融資 ◇

4. 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(事業性のあるフリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%(利下げ限度額:中小事業1億円、国民事業3000万円)

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

> 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし

②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

③中小企業者(上記??を除く事業者):売上高▲20%減少

※小規模要件

・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

・期間:借入後当初3年間 ・補給対象上限:中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

5. 経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置・・・2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2 億円、国民事業 4,800 万円

【貸付期間】設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内

【据置期間】3 年以内

【金利】基準金利: 中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※令和 2 年 3 月 2 日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

詳しくは日本政策金融公庫まで。

6. マル経融資

マル経融資とは?・・・小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で 3 年以内、設備資金で 4 年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠 1,000 万円

【金利】

経営改善利率 1.21%(令和 2 年 3 月 10 日時点)より当初 3 年間、▲0.9%引下げ

7. 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？・・・感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近 1 ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠 1,000 万円(旅館業は別枠 3,000 万円)

【金利】基準金利:1.91% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利 -0.9%

※令和 2 年 3 月 2 日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

詳しくは日本政策金融公庫まで。

◇ 保証協会が保証人になり金融機関から借りる融資 ◇

8. セーフティネット保証制度(4号:突発的災害(自然災害等))

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

○対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

■申請者が、下記の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

■下記の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

9. セーフティネット保証制度(5号:全国的に業況の悪化している業種)

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

○対象中小企業者

■指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例)2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

■指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

■指定業種

516種 日々

10. 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。